

横瀬川ダム環境モニタリング委員会

規約

(名称)

第1条 本会は、「横瀬川ダム環境モニタリング委員会」（以下「委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、「横瀬川ダム環境委員会（H19,20年度実施）」のとりまとめ結果を踏まえてダム見直し検証期間における必要最低限行うモニタリング調査及び横瀬川における現在の工事による自然環境への影響の低減を図る目的のモニタリング調査に関して事業者へ指導・助言を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、別紙-1に掲げる委員により構成し、四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所長が委嘱する。

2. 委員の任期は原則として2年とし、再任は妨げない。

(任務)

第4条 委員会は、次の事項に関する指導・助言を行う。

- ①ダム見直し検証期間における必要最低限行うモニタリング調査に関する事項
- ②横瀬川における現在の工事による自然環境への影響の低減を図る目的のモニタリング調査に関する事項
- ③その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長を置くものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長の発議により開催する。

2. 委員会は、委員長がこれを掌理する。
3. 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所内に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

(付則)

1. この規約は、平成22年1月20日より施行する。

	氏 名	所 属
委 員	いしかわ しんご 石川 慎吾	高知大学教育研究部自然科学系理学部門教授
	おおとし くにお 大年 邦雄	高知大学教育研究部自然科学系農学部門教授
	きのした いずみ 木下 泉	高知大学教育研究部総合科学系黒潮圏総合科学部門 (総合研究センター) 教授
	さわだ よしなが 澤田 佳長	野生生物環境研究センター所長
	すぎむら みつとし 杉村 光俊	(社) トンボと自然を考える会常務理事
	なかやま こういち 中山 紘一	高知昆虫研究会会長
	ふじわら たく 藤原 拓	高知大学教育研究部自然科学系農学部門教授

横瀬川ダム環境モニタリング委員会

規約（改正案）

（名 称）

第1条 本会は、「横瀬川ダム環境モニタリング委員会」（以下「委員会」という）と称する。

（目 的）

第2条 委員会は、横瀬川ダム建設事業による環境への影響検討結果に基づく環境保全措置の具体的手法の実施、モニタリング調査等に関して事業者へ指導・助言を行うことを目的とする。

（構 成）

第3条 委員会は、別紙－1に掲げる委員により構成し、四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所長が委嘱する。

2. 委員の任期は原則として2年とし、再任は妨げない。

（任 務）

第4条 委員会は、次の事項に関する指導・助言を行う。

- ①横瀬川ダム建設事業による環境への影響検討結果に基づく環境保全措置の具体的手法の実施に関する事項
- ②横瀬川ダム建設事業による環境への影響検討結果に基づくモニタリング調査に関する事項
- ③その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

（委員長）

第5条 委員会は、委員の互選により委員長を置くものとする。

（会 議）

第6条 委員会は、委員長の発議により開催する。

2. 委員会は、委員長がこれを掌理する。

3. 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所内に置く。

（雑 則）

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

（付 則）

1. この規約は、平成 年 月 日より施行する。
当 初：平成22年1月20日
第1回改正：平成 年 月 日

	氏 名	所 属
委 員	いしかわ しんご 石川 慎吾	高知大学教育研究部自然科学系理学部門教授
	おおとし くにお 大年 邦雄	高知大学教育研究部自然科学系農学部門教授
	きのした いずみ 木下 泉	高知大学教育研究部総合科学系黒潮圏総合科学部門 (総合研究センター) 教授
	さわだ よしなが 澤田 佳長	野生生物環境研究センター所長
	すぎむら みつとし 杉村 光俊	(社) トンボと自然を考える会常務理事
	なかやま こういち 中山 紘一	高知昆虫研究会会長
	ふじわら たく 藤原 拓	高知大学教育研究部自然科学系農学部門教授